

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営佐山頭首工地区土地改良事業（農業用河川工作物等応急対策事業）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和8年4月28日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年4月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営佐山頭首工地区土地改良事業（農業用河川工作物等応急対策事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課、甲賀市産業経済部農業振興課

なお、滋賀県のウェブサイト

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/349783.html>)でも閲覧することができる

- 3 縦覧期間 令和8年4月28日から令和8年6月1日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年6月16日までに審査請求をすることができる。